

「滋賀県動物愛護管理推進計画」の改定の概要

背景

◇ 動物愛護管理法及び基本指針の改正

- 動物愛護管理法の改正(平成25年9月)
 - ・終生飼養の徹底 ・動物取扱業者の適正化
- 基本指針の改正(平成26年4月)
 - ・無計画な繁殖の防止 ・犬猫の引取り数の更なる削減
 - ・災害時対策 等

◇ 動物を単なるペットとしてではなく、 家族として捉える人の増加

◇ 現計画(平成20年度～平成29年度)の評価

- 平成29年度数値目標の現時点での達成度評価
 - ・犬猫の収容頭数の半減 犬は半減(達成)、猫は25%減
 - ・返還譲渡率の向上
 - 犬 : 目標達成(目標60%以上に対し、60.7%)
 - 猫 : 順調に推移(目標10%以上に対し、7.4%)

新計画の基本方針

適正飼養と終生飼養の徹底

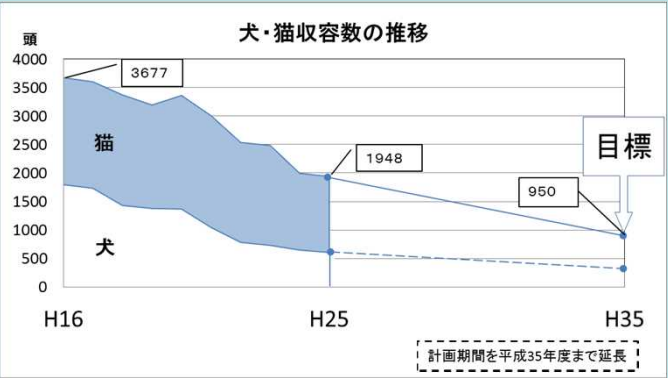
- より一層の飼い主責任の自覚
- 無計画な繁殖を防止するための業界の取組
- 飼い主不明猫を減少させるための地域猫の取組

安全で快適な飼養保管環境の確保

- 適切な給餌、給水、健康管理、習性を考慮した飼養
- 収容犬・猫の長期間飼養に対応する保管管理施設

災害発生時の動物救護体制の充実

- ペットの同行避難や一時保護収容のための仕組みづくり
- 動物関係団体による災害時協力体制の構築



各種事業に取り組むことにより、致死処分ゼロに向けて収容動物数の減少を図る。

取組む施策

★ 新たな取組 ◎ より充実させる取組 ○ 重要事業として継続する取組

施策1 動物の適正飼養の推進

- 人に危害を加える恐れのあるライオン、ワニ、ニシキヘビ等の飼い主に対し適正飼養を指導します。
- 獣医師会やしつけファインストラクターなどの協力を得て、適正な飼養方法を指導します。
- 糞の放置など、動物の飼養に起因する生活環境問題の解決が図られるよう適正飼養を推進します。
- ◎ 飼い主不明猫の減少に効果的な対策である「地域猫の取組」を積極的に推進します。
「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」

施策2 動物の終生飼養の推進

- 安易な飼養を抑制し、動物の習性等を理解し、愛情をもって終生飼養することを啓発します。
- ★ 犬の鑑札や名札の装着に加え、マイクロチップ装着による所有者明示措置を推進します。
- ◎ 無計画な繁殖を防ぐため、適切な不妊去勢措置を講ずるよう積極的に啓発します。

施策3 狂犬病予防の推進

- 犬を飼う際には、必ず登録と狂犬病予防注射を行うよう啓発します。
- 市町、獣医師会と連携して狂犬病発生時の対策を充実します。

施策4 動物取扱業の適正化

- 動物取扱施設への立入検査と乳離れていない幼齢犬猫の販売制限等を着実に指導します。
- 動物取扱責任者に対し、関係法規や動物由来感染症等の講習で資質の向上を図ります。
- ◎ 販売時における動物の習性や生理を理解した飼い方説明の徹底を指導します。

施策5 動物の返還・譲渡の推進

- ★ 譲渡前講習会を開催し希望者を事前登録することにより、飼い主にあった犬・猫を譲渡します。
- ◎ 譲渡の可能性のある犬・猫の飼養期間を延ばし譲渡機会を拡大します。
- ◎ 動物保護管理センターの知名度アップを図り、迷い犬・猫の問い合わせ先を広報します。

施策6 動物愛護の普及啓発

- ◎ 愛護と適正飼養の関心と理解を深める講演会やシンポジウムを開催します。
- ◎ 幼児や小中学生を対象とした動物なかよし教室や夏休み体験学習等による愛護思想の普及啓発を図ります。

施策7 実験動物および産業動物の適正飼養の推進

- 実験動物飼養施設を把握し、実験時の3Rの原則(苦痛軽減、使用数制限、代替法活用)を普及します。
- 苦痛の軽減など、「産業動物における飼養及び保管に関する基準」を周知します。

施策8 災害時等の体制整備

- 逸走した動物による人への危害を防止します。
- ★ 災害発生時における動物救護体制の整備に取り組みます。
 - ・負傷動物の治療等、県獣医師会と災害協定を締結します。
 - ・飼い主責任を基本とした同行避難等の対応体制作りを支援します。
 - ・動物関係団体、ボランティアとのネットワークを構築します。

施策9 関係者間の協力体制の構築

- 県、市町、県獣医師会、県動物保護管理協会等関係団体、地域、動物愛護推進員等の協力体制を充実します。

人と動物が共生する豊かな社会の実現に向けて(飼い主よし・動物よし・近所よし)